

議案第六十号

三朝町水田農業確立特別対策基金条例の廃止について

次のとおり三朝町水田農業確立特別対策基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年六月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年六月貳拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例

三朝町水田農業確立特別対策基金条例（平成二年三朝町条例第十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。